

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項中「もの及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

第二十五条の二第二項中「所得税法別表第一第一号に掲げる」を「所得税法第十一条第一項に規定する」

に、「同法第十一条第一項」を「同項」に改める。

第五十二条第二項第三号中「公共法人及び」を「公共法人、」に改め、「含む。」の下に「及び市民公益法人」を加える。

第五十三条第十二項中「及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

十二 市民公益法人

第二百九十四条第七項中「もの及び」の下に「市民公益法人並びに」を加える。

第三百十二条第三項第三号中「公共法人及び」を「公共法人、」に改め、「含む。」の下に「及び市民

公益法人」を加える。

第七百一条の三十四第二項中「含む。」の下に「若しくは市民公益法人」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律（平成八年法律第号）の施行の日から施行する。ただし、第二十五条の二第二項の改正規定は、平成十年一月一日から施行する。

（利子等に係る道府県民税に関する経過措置）

2 この法律による改正後の地方税法第二十五条の二第二項の規定は、平成十年一月一日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき利子等については、なお従前の例による。

理 由

市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律の施行により市民公益法人制度が創設されることに伴い、地方税について市民公益法人に係る規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。